

付節1 平成15年度 山口大学構内遺跡調査要項

山口大学埋蔵文化財資料館規則

(設置)

第1条 山口大学に山口大学埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)を置く。

(資料館の業務)

第2条 資料館は、学内の共同利用施設として、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 山口大学構内等から出土した埋蔵文化財の収蔵・展示及び調査研究
- (2) 山口大学構内等における埋蔵文化財の発掘調査並びに報告書の刊行
- (3) その他の埋蔵文化財に関する必要な業務

(運営委員会)

第3条 資料館に関する事項を審議するため、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会に関する規則は、別に定める。

(館長)

第4条 資料館に館長を置く。館長は委員会の議を経て学長が委嘱する。

2 館長の任期は2年とし、再任を妨げない。

3 館長は、資料館の業務を掌理する。

(調査員)

第5条 資料館には調査員若干名を置く。

2 調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。

3 調査員は、資料館の業務を処理する。

(特別調査員)

第6条 埋蔵文化財に関する特別な分野の調査研究を行うため、資料館に特別調査員若干名を置くことができる。

2 特別調査員は、委員会の議を経て館長が委嘱する。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、資料館に必要な事項は別に定める。

山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山口大学埋蔵文化財資料館規則(昭和53年規則第39号。以下「資料館規則」という。)第3条第2項の規定に基づき、山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、山口大学埋蔵文化財資料館(以下「資料館」という。)に関し、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 管理及び運営に関する事項
- (2) 設備充実に関する事項
- (3) 資料館館長の人事に関する事項
- (4) 運営に要する経費に関する事項
- (5) その他資料館の管理及び運営に関し、必要な事項
(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 資料館館長
- (2) 各学部から選出された教官各1名
- (3) 事務局長

(任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- (議事)

第6条 運営委員会は、委員の過半数により成立する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 3 第3条第3号の委員は、第2条第3号に掲げる事項の決議には加わらないものとする。

(幹事)

第7条 委員会に幹事を置き、総務部長、経理部長及び施設部長をもって充てる。

(委員以外の出席)

第7条 運営委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 運営委員会の事務は、総務部研究協力課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

平成15年度 山口大学埋蔵文化財資料館運営委員会

委員長 宇都宮 宏(農学部講師)

館長 西山 壮一(農学部教授)～平成15年7月15日退任

中村 友博(人文学部教授)～平成15年7月16日着任

委員 村田 裕一(人文学部講師) 中田 充(教育学部講師) 木部 和昭(経済学部助教授)

長谷部 勝彦(理学部教授) 福本 哲夫(医学部教授) 中園 滉人(工学部教授)

櫻井 清(事務局長)